

成田市都市計画マスタープラン、立地適正化計画及び地域公共交通計画 策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、成田市都市計画マスタープラン、立地適正化計画及び地域公共交通計画策定支援業務委託を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、業務委託の受注者を選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

(選定審査委員会)

第2条 プロポーザルによる受注者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 企画提案内容等の評価・審査及び受注者の決定
 - (2) その他必要な事項
- 2 委員会は、副市長、企画政策部長、都市部長、企画政策課長、都市計画課長の合計5名をもって構成する。
 - 3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は都市部長をもってこれに充てる。
 - 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
 - 7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、会議に出席できない場合は、代理出席者への委任を認める。
 - 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(企画提案書提出者の参加資格等)

- 第3条 企画提案書提出者(以下「提案者」という。)は、「成田市都市計画マスタープラン、立地適正化計画及び地域公共交通計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)」に記載する要件を満たす者とする。
- 2 この要領によるプロポーザルに参加を希望する者は、募集要項に基づき参加表明を行わなければならない。

(評価)

- 第4条 事務局は、参加申請書が提出されたときは、参加資格を審査し、第一次評価を行う。また、委員会は、企画提案書が提出されたものを審査し、第二次評価を行う。
- (1) 第一次評価は書類審査とし、提出された業務実績調書等を基に、事務局が評価基準に基づき審査する。提案者が4者以上のときは、第二次評価に進出するものを3者以下に選定する。ただし、提案者が3者以下のときは、全提案者を第二次評価に進出させることとする。
 - (2) 第一次評価において同点の者が複数おり、第二次評価に進出させる者を3社以下に選定できない場合は、同点の者の中から評価項目1の点数の高い者から順に選定することとする。
 - (3) 第二次評価は、提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションにおける提案者の持ち時間は40分以内とし、概ね30分程度の企画提案と10分程度の質疑時間を設けるものとする。

- (4) 委員会はプレゼンテーション及び質疑応答等、評価基準に基づき評価を行い、第一次評価と第二次評価の評価点を合計して順位を決定する。

(優先交渉権及び交渉順位の確定)

第5条 委員会は、評価順位が第一位の者を優先交渉権者と確定し、順次、以下の交渉順位を確定する。

- (1) 第二次評価により決定された評価順位が第一位の者を優先交渉権者として確定する。
 - (2) 提案者が1者のみの場合、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提案者を優先交渉権者として確定する。評価得点が総評価得点の6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。
 - (3) 最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。
- 2 委員会は、優先交渉権者に順位が確定した旨を通知し、優先交渉権者は、その通知日から5日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを委員会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次の順位者にその旨を通知する。
- 3 委員会は、前項の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。

(留意事項)

第6条 次の各号の一に該当する場合、当該提案者の企画提案書は無効とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- (8) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

(受注者の決定及び選定結果の通知)

第7条 市長は受注者を決定し、選定結果を文書により当該受注者に通知する。

(企画提案書の取り扱い)

第8条 提出された企画提案書の取り扱いは、募集要項の留意事項に記載のとおりとする。

(事務局等)

第9条 本プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、成田市都市部都市計画課において担当する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月22日から施行し、業務委託契約の完了日をもってその効力を失う。